

# 重点支援交付金【付加価値創造支援事業】

令和8年度当初予算額 78百万円

## <対策のポイント>

地域の中核となって農地を引き受ける担い手等が付加価値の向上等、経営改善に取り組む場合に必要な農業用機械・設備等の導入を支援します。

<事業目標> 持続可能な農業経営体数の増加[令和10年度]

## <支援内容>

- 補助率：1/2以内
- 補助上限：担い手 法人600万円、個人300万円  
担い手以外100万円
- 補助対象は一設備あたり50万円以上のものに限る  
※ 汎用性の高いものは対象外

- 成果目標 ※以下から選択
  - ・ 経営面積の拡大
  - ・ 販売単価の向上
  - ・ 生産等コストの削減
  - ・ スマート機器による省力化等

※ 目標を配分基準表によりポイント化



## ● 支援対象者

日置市在住で、市税の滞納がなく市内の農地を耕作し、地域計画のうち目標地図に位置付けられている方

## ・ 担い手支援タイプ<sup>°</sup>（担い手）

担い手とは認定農業者、認定新規就農者、集落営農組織

## ・ 地域維持支援タイプ<sup>°</sup>（担い手以外）

担い手ではないが、地域の農地を耕作している方

## 1 事業の進め方（計画承認まで）

(1) 本事業は、対象者の取組や計画を配分基準表（実施要綱別表○）に基づきポイント化し、ポイントが高い対象者から予算配分の対象として配分額を決定します。

(2) 予算配分対象となった場合、対象者の計画である「付加価値創造支援事業要望書」を客観的な資料等により確認・取りまとめの上、「付加価値創造支援事業費補助金交付申請書」を作成して、市長の承認を受ける必要があります。

また、対象者に対して、

- ・ 着実な経営発展に向けて青色申告を実施することを働きかけるとともに、
- ・ 助成対象者の農作業安全対策の取組促進や意識の向上を図るため、農作業安全に向けた取組の強化に努める
- ・ 担い手の育成・確保、農地の集積・集約化等に関する各種施策の積極的な活用に努める

必要があります。

## 2 要望調査の実施に際して

○ 令和2年、会計検査院から農林水産省に対して本事業についての処置要求（検査院法第36条）があり、「配分基準ポイントの算出を適正に行うこと及び経営体の取組内容等を客観的な資料により確認し、一定期間保存すること」とされたところです。

○ また、実施しようとする事業内容や取組の**根拠資料等の確認不足**（予定する経営規模に比して**過剰な能力の機械**の導入計画であった、事業要件である**耐用年数の上限を超える施設整備**であった、設定した付加価値額の拡大の**目標値が過大**であった）等から、事業実施の**大幅な遅れ**や**事業実施の断念**に至ることのないようにする必要があります。

○ このため、要望調査に際しては、以下について客観的な資料を根拠に妥当性、適切性を確実に確認し、当該資料を整理・保存してください。

- ① 事業要件の充足状況
- ② ポイント化した取組内容、今後の計画
- ③ 現状から目標年度までの各年度の成果目標
- ④ 導入する機械等の規模

○ なお、要望調査に際しては、対象者に対し、的確に事業内容を周知するとともに、十分な要望調査期間（少なくとも**20日間**（要望調査を開始した日から数え、土日祝日を含みます。））を確保します。

一次公募で予算に満たない場合には、追加の公募を行う場合があります。

### 3 付加価値創造支援事業の事業要件等

#### (1) 支援対象者

支援対象者は、地域計画のうち目標地図に位置付けられた経営基盤強化促進法の認定農業者、認定就農者、集落営農組織、市町村基本構想水準到達者、また市が認める者です。

※目標地図に位置付けられることが確実であると市が認める者を含む。

#### (2) 対象となる事業内容等

ア 助成の対象となる事業内容は、助成対象者が農産物の輸出や規模拡大、燃油等の高騰や労働力不足等のリスクに対応し得る経営の確立などの、意欲的な取組による付加価値額の拡大等、農業経営の発展を図るために行う取組となります。

イ 助成の対象となる取組は次のものです。

農産物の生産、加工、流通、販売その他農業経営の開始若しくは改善に必要な機械等の改良又は取得

※ 導入する機械等は、次に掲げる基準を満たす必要があります。

- ・ 事業費が整備内容ごとに50万円以上
- ・ 中古機械等については、今後の使用可能年数が5年以上のものであって一定の要件をみたすもの（転売等不可）。)
- ・ 原則として、運搬用トラック、パソコン、倉庫等の農業経営の用途以外の用途に容易に供されるような汎用性の高いものではない（ただし、以下の要件を全て満たすものはこの限りではありません。）
  - i 農産物の生産等に係る作業に使用する期間内において他用途に使用されないものであること
  - ii 農業経営において真に必要なものであること
  - iii 導入後の適正利用が確認できるものであること
- ・ 成果目標の達成に直接に関連するもの
- ・ 同種・同能力等のものの再度導入等（いわゆる単純更新）ではない
- ・ 園芸施設共済、農機具共済等の加入等、気象災害等による被災に備えた措置がされる（耐用年数の期間、通年で加入等する必要があります。）
- ・ 「農業分野におけるA I・データに関する契約ガイドライン」への準拠、A P I連携環境の整備（トラクター、コンバイン、田植機を導入する場合）、飼養衛生管理基準の順守（家畜の増頭・農場の規模拡大を図る目的で機械等を導入等する場合）

## 4 配分上限額等

本対策の補助率は1 / 2（上限）です。対象者毎の配分上限は以下になります。

- ① 担い手法人 : 600万円
- ② 担い手法人以外の者 : 300万円
- ③ 担い手以外の者 : 100万円

## 5 成果目標

対象者は、導入した機械等を活用して目標年度（計画を承認した年度の翌々年度）までにどのように目標達成していくか、そのための取組をどのように実施するか等を明らかにする必要があります。

その際に、成果目標として今後実施するとしてポイント化した取組の目標（選択目標）を設定する必要があります。

※ 成果目標の達成状況が低調な場合、市は、対象者の成果目標の達成に向け、重点的な指導を行うこととなります。

## 6 今後のスケジュール等

本事業は令和8年度当初予算での要求としており、議会最終本会議での議決を経て以下のとおり周知を行うこととする。

令和8年3月30日 最終本会議

4月1日 市HPでの情報発信、公募開始

4月10日 お知らせ版で概要を周知、QRコードからHPを確認できる環境を整備

5月8日 要望調査締切

以下、イメージ

5月中旬 審査・対象者決定

5月下旬 補助金事務、入札手続き

6月～ 納入、設備導入・設置等

6月中旬 二次公募（予算額に満たない場合）